

天王寺動物園では令和6年11月29日（金曜日）、次のとおり懲戒処分を行いました。  
職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、不祥事の再発を防止するため、職員の服務規律の確保に引き続き努めてまいります。

#### 1 被処分者

所属：飼育展示課 職種：動物飼育専門員 階級：係員 性別：男性 年齢：47歳

#### 2 処分内容

解雇

（根拠規程等：職員就業規則第33条、第55条第1項第3号から第5号および第8号、職員倫理規程第6条第2項第3号）

#### 3 処分事由概要

令和6年10月1日（火曜日）に天王寺動物園内調理場に保管されていた動物飼料用青果物を園外に持ち出し、盗取した。

また、同日以外にも、複数回同様の行為を繰り返し行っていた。

#### 4 対応策

今回の事案を重く受け止め、改めて一人一人の職員に対して、服務規律確保の取組に真摯に向き合い、勤務時間の内外を問わず天王寺動物園職員としての立場を十分に自覚し、市民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ってまいります。

今後とも、服務規律の確保及びコンプライアンス意識の徹底に、より一層取り組んでまいります。